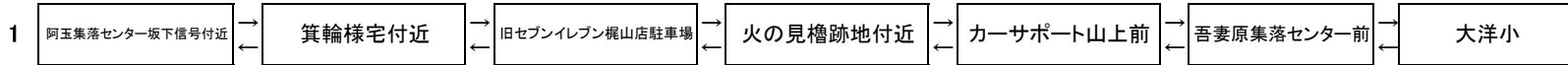


物 品 購 入 等 設 計 書

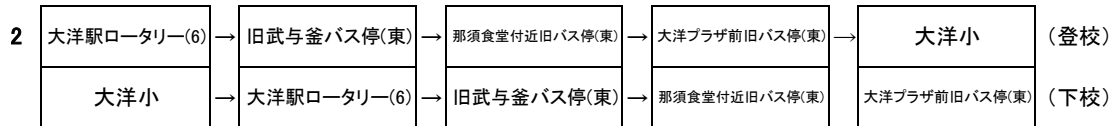
執行 年度 調達 番号	R9年度 ～ R13年度	市 長	副 市 長	部 長	財 政 課 長	課 長	係 長	審 査	設 計 者			
			銚田市立大洋小学校スクールバス運行業務委託(その2)									
納入場所		銚田市 上沢 地内外										
物 品 等 概 要	銚田市立大洋小学校スクールバス運行業務 一式 ルート5 小型バス 1台 ルート6 中型バス 1台 ルート7 中型バス 1台					納入期限	令和9年4月1日 ～ 令和14年3月31日			5年間		
						保証期間				日間		
						起案年月日	令和	年	月	日		
						納入年月日	令和	年	月	日		
						延期,中止	月	日	～	月	日	日間
						売渡人	住所 氏名					
				物 品 購 入 等 設 計 書			銚 田 市					
起 変 案 更 理 由												
費 目		起 案		第 回 変 更		第 回 変 更		増 △減				
物 品 等 購 入 価 格												
物 品 価 格												
消費税及び地方消費税相当額												
物 品 等 購 入 決 定 額												
変更物品等価格算定基準 変更物品価格 = 変更積算物品価格 × 請負比率 $\boxed{\text{変更積算物品価格}} \times \boxed{\text{請負比率}} = \boxed{\frac{\text{物品等購入決定額}}{\text{物品等購入価格}} \times \text{変更物品価格}}$												

内訳書(その2)



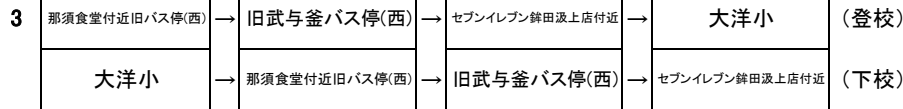
ルート5 小型バス	(1)登校1回 下校2回 ×160日																	
	距離 (km)	登校1回(7:25~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)		
			8.1km				24.3km				Km							
	合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km						
	時間 (分)	登校1回(7:25~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)					時間 合計	時間制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)		
	60分		25分				75分			60分	時間							
	合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)							
													(1)合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)					
(2)登校1回 下校1回 ×40日																		
距離 (km)	登校1回(7:25~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)			
		8.1km				8.1km				Km								
合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km							
時間 (分)	登校1回(7:25~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)					時間 合計	時間制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)			
60分		25分				25分			60分	時間								
合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)								
												(2)合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)						
摘 要	①回送: 車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間					②回送: 車庫から学校までの距離及び時間												

(1)+(2)合計



(1) 登校1回 下校2回 × 160日																	
距離 (km)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)				距離 合計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
			5.5km					16.5km									
合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km						
時間 (分)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)				時間 合計	時間制運賃				年 額 160日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
	60分		20分					70分			60分						
合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)							
ルート6														(1) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)			
(2) 登校1回 下校1回 × 40日																	
距離 (km)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)				距離 合計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
			5.5km					5.5km									
合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km						
時間 (分)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)				時間 合計	時間制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
	60分		20分					20分			60分						
合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)							
摘要														(2) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)			
①回送: 車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間										②回送: 車庫から学校までの距離及び時間							

(1)+(2)合計													
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



ルート7 中型バス	(1)登校1回 下校2回 ×160日																
	距離 (km)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)				距離 合計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)	
			4.2km				12.6km					Km					
	合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km					
	時間 (分)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校2回(14:15~, 15:05~)(14:45~, 15:35~)				時間 合計	時間制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)	
	60分		20分				70分			60分		時間					
	合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)						
												(1)合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)					
(2)登校1回 下校1回 ×40日																	
距離 (km)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)				距離 合計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
		4.2km				4.2km					Km						
合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km						
時間 (分)	登校1回(7:30~)					営業所 (車庫)	下校1回(14:45~)				時間 合計	時間制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼		数量	単位	単価(円)	日額(円)		
60分		20分				20分			60分		時間						
合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)							
											(2)合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)						
摘 要	①回送: 車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間					②回送: 車庫から学校までの距離及び時間											

(1)+(2)合計	
-----------	--

銚田市立大洋小学校スクールバス運行業務委託（その2）仕様書

本仕様書は、銚田市立大洋小学校スクールバス（以下「スクールバス」という。）運行業務の委託内容について定めるものとする。

1. 業務名

銚田市立大洋小学校スクールバス運行業務委託（その2）

2. 履行場所

銚田市 上沢 地内外

3. 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4. 委託業務の目的

本委託業務は、通学援助の観点から児童生徒の送迎を行い教育の向上を図ることを目的とし、安全かつ効率的な委託業務の実施に努めるものとする。

5. 委託業務の範囲

本委託業務は、契約書、本仕様書、銚田市スクールバス運行に関する条例に基づき、実施しなければならない。

6. 委託業務内容

ア. 銚田市立大洋小学校の児童が授業を要する日(授業日)における通学について、一定の乗降場所から学校まで、また、学校から一定の乗降場所までバスを用いて児童を送迎する。

イ. スクールバスの運転手については、同一の運転手の配置又は、連携が密にとれる体制を取ること。

ウ. 受託者は、車両を常時点検し、良好な状態で運行すること。また、関係法令、規則等を遵守し、安全運転に心がけること。

エ. 乗降時の児童の安全確保並びに運行記録票・利用券により、乗車児童の確認をすること。

7. 運行車両について

ア. 車両について

①使用するスクールバスの長さについては、全長9.0m未満とする。

②座席数を中型バスについては原則37人以上（補助席は除く）、小型バスについては原則22人以上（補助席は除く）とし、シートベルト（補助席含む）が着用できること。詳細は、教育委員会と協議のうえ決定すること。

③エアコンを装備すること。

④車両ごとに常に連絡を取り合える装備（無線、携帯電話等）をすること。

⑤車内に救急箱設置場所を確保すること。

⑥車両については、令和8年度中に準備し、試運転を行うこと。

イ. 運行ルートについて

運行する車両は、指定のルート、バス乗降場所での停車及び児童の乗降について、支障なく目的を達成できるものであること。

ウ. 乗車人数について

運行する車両は、乗車児童が一人一座席で全員着席できるものとし、原則シートベルトを着用させること。座席が足りない場合は、補助席を使わせることとするが、この場合、補助席にもシートベルトが備わっている車両とし、シートベルトは児童の安全を確保できる強度であること。

エ. 予備車両について

運行車両は、毎日同一の車両を使用すること。事故等により車両が使用できなくなった場合は、ただちに上記の項目を満たす予備車両を確保することとし、運行できない日があってはならない。また、元車両の早期復旧に努めること。

オ. 衛生面について

受託者は、車内を清潔に保つとともに、救急用医薬品を準備し、救急箱に入れて常時携行すること。また、利用者の車酔いに対応するため、嘔吐用袋を常備すること。

8. 運行日及び年間運行日数

ア. 運行日

運行日は児童の登校日とし、原則土曜・日曜・祝日及び長期休校日を除く毎日とするが、学校行事等による登校日の場合は、土曜・日曜・祝日及び長期休校期間でも運行することとし、行事による振替休業等がある場合は、平日であっても運行しない。

イ. 運行日数

運行日数は5年間で1000日（年間平均200日）とする。また、内訳については登校1便・下校1便の日を200日（年間平均40日）とし、登校1便・下校2便の日を800日（年間平均160日）とする。

年度により運行日数に差はあるが、委託料は毎年度同額とする。

ウ. 運行日数を超過した場合の措置

運行日数が年度当初に示した日数を超過した場合、協議の上年度末に支払いを行うものとする。

9. 運行時間及び運行日程

ア. 標準的な運行時間については、原則学校長が作成する「銚田市スクールバス利用計画書」に従うこととするが、実際の運行状況により計画を変更する場合がある。なお、それに伴い運行時間に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

イ. 学校の日課や休日の授業参観等により利用計画に変更がある場合は、事前に学校から連絡をするので従うこと。

10. 運行ルート等

- ア. 運行ルートは、「銚田市立大洋小学校スクールバス運行ルート図（案）」を基本とし、道路状況等により、運行ルートに変更が生じる場合は、その都度教育委員会と受託者で協議する。
- イ. 道路状況等により、運行ルートに変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。
- ウ. 契約期間中の児童の状況等により、運行車種、乗降場所の増減や運行距離の変更(延長・短縮)等、運行計画に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。
- エ. 乗降場所によっては、運行車両の出入りに伴うゲート類の開閉作業を行い、運行を行うこと。

11. 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

- ア. 受託者は、事故の場合及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処理を行い、教育委員会及び学校長に連絡すること。
- イ. 自然災害(台風・降雪・地震等)の緊急時には、学校長と協議のうえ、運行の可否等の対応を決めること。この場合、教育委員会には事後報告をすること。
- ウ. 運行中における対人、対物、搭乗者に係る事故の債務は、受託者の債務とする。
- エ. 台風等の災害により、学校が緊急的な授業短縮を行った場合、学校長の要請を受けてから速やかに学校へ到着すること。

12. 権利義務譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は、債務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

13. 守秘義務

- ア. 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の関係法令を遵守しなければならない。
- イ. 受託者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も継続する。
- ウ. 提供する乗車児童の名簿は厳重に管理し、業務終了後は発注者に返却すること。

14. 資格要件

道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」のいずれかの許可を受けていて、一年以上の実績を有すること。

15. 委託料

- ア. 委託料の内訳は、人件費、燃料油脂費、点検費、公課費、車両導入費、車両修繕費、自動車損害賠償責任保険料、任意保険料、道路運送法に係る許認可申請経費及び許認可取得（登録免許税含む）等、その他業務を受託するのに必要な一切の経費及び消費税とする。

- イ. 受託者は自己の責任において対人（無制限）、対物（無制限）、無保険車傷害、搭乗者傷害、その他必要十分な任意保険に加入するものとする。なお、受託者は当該保険証券の写しを教育委員会に提出するものとする。

1 6. 支払い方法

- ア. 受託者は、当該月の業務が完了した時は、実施月の翌月 10 日までに教育委員会に請求するものとする。
- イ. 教育委員会は、当該請求があったときは請求があった日の月末までに業務委託料を支払う。
- ウ. 令和 9 年 4 月から運行ができるよう令和 8 年度中に車両等の準備を行うこととなるが、委託料は月払いとするため、最初の支払いは令和 9 年 5 月とする。
- エ. その他、運行に際し要した緊急の費用については双方協議し、必要に応じ精算する。

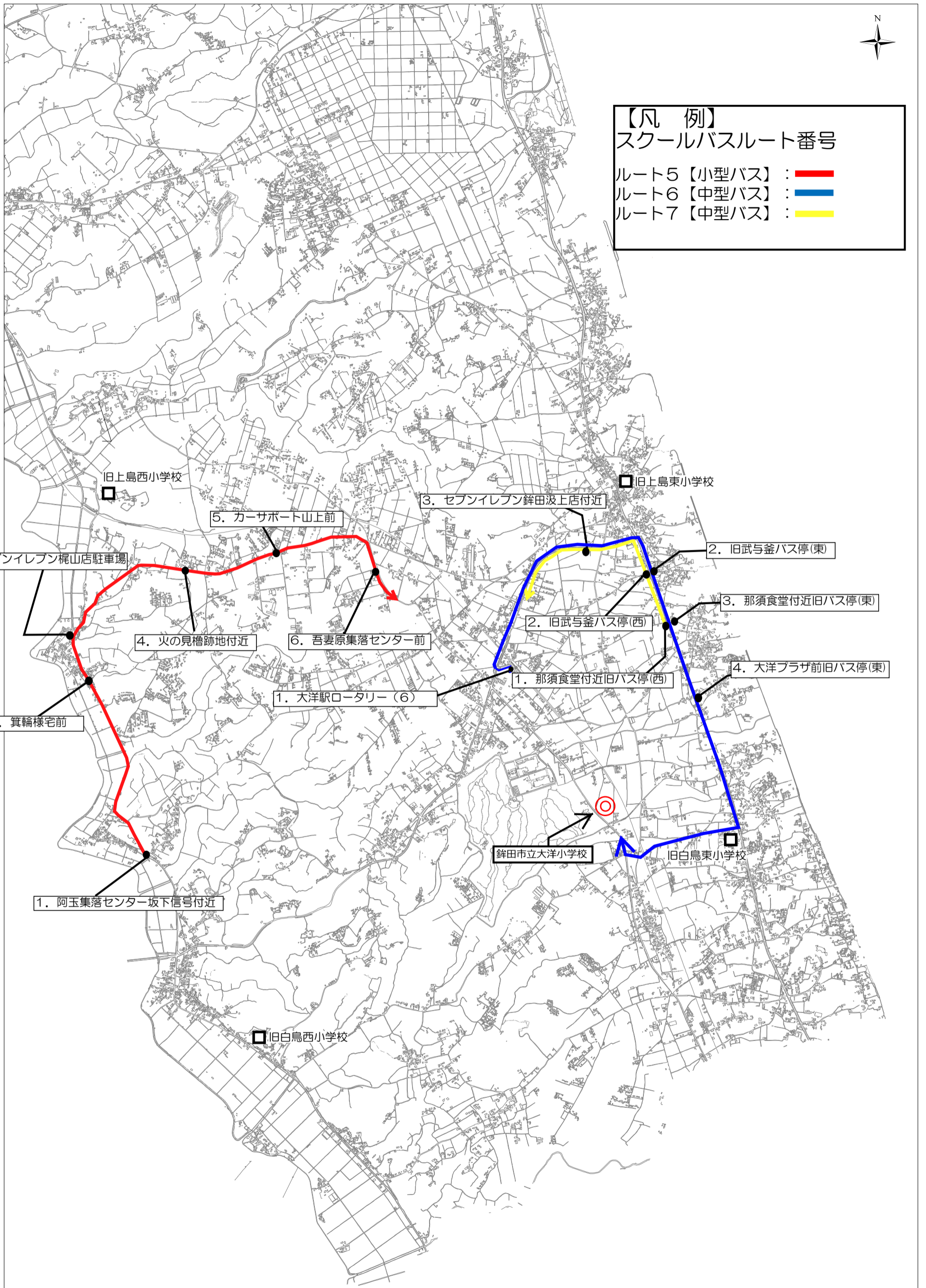
1 7. 試運転等

- ア. 受託者は令和 9 年 4 月 1 日までに運行ルートを熟知し、運行に支障をきたさぬよう必ず試運転を行うこと。
- イ. 受託者は、履行期間以前ではあるが運行開始日までに教育委員会職員、学校関係者、バス利用児童の保護者等及び関係者等を乗車させ、試運転を行うこと。なお、上記の項目の試走に係る一切の費用は受託者負担とする。
- ウ. 教育委員会がスクールバスの運行実態を調査するときは、その調査に対し協力しなければならない。

1 8. その他事項

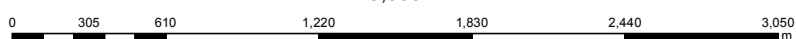
- ア. 受託者は国土交通省令で定める「道路運送車両の保安基準」に基づき「スクールバス」の表示をしなければならない。また、バスの行先等を表示し、大洋小学校の児童以外は乗車させてはならない。ただし、児童の付き添いの保護者、教育委員会の職員及び学校教職員はこの限りではない。
- イ. 受託者は教育委員会及び学校長の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。
- ウ. 受託者はスクールバス運行業務遂行時に事故が発生した場合、遅滞なく教育委員会へ報告すること。
- エ. 運行記録簿を備え付けること。また発注者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。
- オ. 運行業務終了後は、運行記録票を提出すること。
- カ. 児童に悪影響を与える行為(暴力的な言動、喫煙等)は厳に慎むこと。
- キ. 積雪、路面凍結等の際は、タイヤチェーンを装備のうえ徐行を行う等、安全運行を徹底すること。
- ク. 周囲への騒音に配慮し、出発乗降場所で待機している際は、アイドリングストップをすること。また最終乗降場所においては、児童が降車し安全を確認次第、速やかに車庫に戻ること。
- ケ. その他、仕様に定めのない疑義が生じた場合は双方で協議して決定することとする。

銚田市立大洋小学校 スクールバス乗降場所及びルート図 (案)



表示位置: 中心は 大蔵 付近。

1:15,000



スクールバス乗降場所及び運行時間等 (その2)(案)

ルート No.	順序	バス乗降場所 (登校)	時間	乗車 人数	順序	バス乗降場所 (下校2回)	時間				降車 人数
							月曜		火曜～金曜		
							1便	2便	1便	2便	
5		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)		(回送)		
	1	阿玉集落センター坂下信号付近	7:25	2		学校発	14:15	15:05	14:45	15:35	
	2	箕輪様宅付近	7:28	1	1	吾妻原集落センター前	14:22	15:12	14:52	15:42	5
	3	旧セブンイレブン梶山店駐車場	7:31	5	2	カーサポート山上前	14:26	15:16	14:56	15:46	4
	4	火の見櫓跡地付近	7:35	3	3	火の見櫓跡地付近	14:30	15:20	15:00	15:50	2
	5	カーサポート山上前	7:39	4	4	旧セブンイレブン梶山店駐車場	14:34	15:24	15:04	15:54	2
	6	吾妻原集落センター前	7:43	5	5	箕輪様宅付近	14:37	15:27	15:07	15:57	3
		学校着	7:50	(降車)	6	阿玉集落センター坂下信号付近	14:40	15:30	15:10	16:00	2
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	15:05	(回送)	15:35	(回送)	
	計	8.1 Km(実車距離)	25分	20人	計	24.3 Km(実車距離)	50分	25分	50分	25分	18人
6		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)		(回送)		
	1	大洋駅ロータリー(6)	7:30	14		学校発	14:15	15:05	14:45	15:35	
	2	旧武与釜バス停(東)	7:36	5	1	大洋駅ロータリー(6)	14:22	15:11	14:52	15:41	16
	3	那須食堂付近旧バス停(東)	7:39	6	2	旧武与釜バス停(東)	14:28	15:18	14:58	15:48	5
	4	大洋プラザ前旧バス停(東)	7:43	9	3	那須食堂付近旧バス停(東)	14:31	15:21	15:01	15:51	5
		学校着	7:50	(降車)	4	大洋プラザ前旧バス停(東)	14:35	15:25	15:05	15:55	7
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	15:05	(回送)	15:35	(回送)	
	計	5.5 Km(実車距離)	20分	34人	計	16.5 Km(実車距離)	50分	20分	50分	20分	33人
7		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)		(回送)		
	1	那須食堂付近旧バス停(西)	7:30	5		学校発	14:15	15:05	14:45	15:35	
	2	旧武与釜バス停(西)	7:36	4	1	那須食堂付近旧バス停(西)	14:23	15:13	14:53	15:43	5
	3	セブンイレブン鉢田汲上店付近	7:42	3	2	旧武与釜バス停(西)	14:29	15:19	14:59	15:49	4
		学校着	7:50	(降車)	3	セブンイレブン鉢田汲上店付近	14:35	15:25	15:05	15:55	18
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	15:05	(回送)	15:35	(回送)	
計	4.2 Km(実車距離)	20分	12人	計	12.6 Km(実車距離)	50分	20分	50分	20分	27人	

※乗降場所及び運行時間等は、R9年度時を想定(乗降する児童の状況により、変更が生じる場合あり)